

第126回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2025年6月27日（金曜日）
午前10時

開催場所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー32階アクアマリン32
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

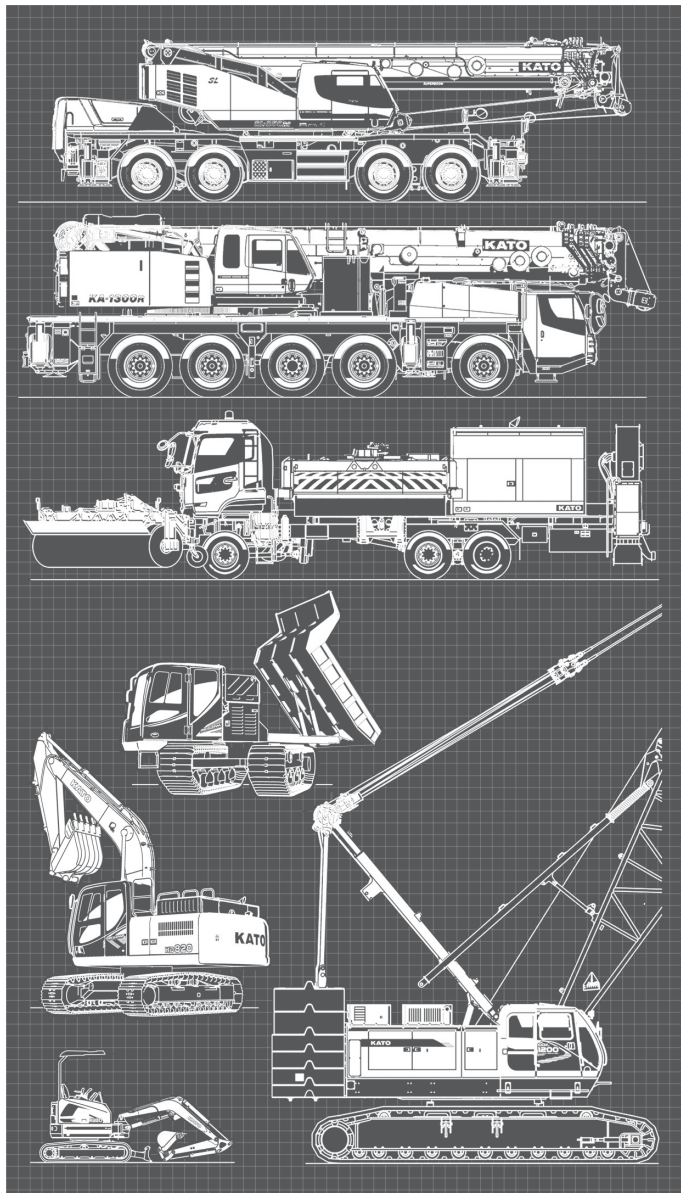
■決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬改定の件

書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

- 目次
- 招集ご通知
 - 株主総会参考書類
 - 事業報告
 - 連結計算書類
 - 計算書類
 - 監査報告書



(証券コード6390)
2025年6月5日

株 主 各 位

東京都品川区東大井一丁目9番37号

株式 加藤製作所
会社 代表取締役社長 加藤 公 康

第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第126回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）
について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに「第126
回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアク
セスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.kato-works.co.jp/ir/html/3_03meeting.html



電子提供措置事項は、上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブ
サイトにも掲載されておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情
報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索
し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませよう
お願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー32階 アクアマリン32

3. 目的事項

報告事項

1. 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

- ① 事業報告 「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況」
「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ② 連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書および注記」
- ③ 計算書類 「株主資本等変動計算書および注記」

従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

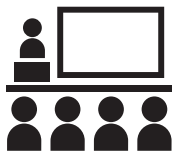
（2）インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

（3）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（4）代理人により、議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の株主様へのお土産をご用意してありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号 123456789	議決権行使期限 10日	お 願 い																									
〇〇〇〇株式会社 印		<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>賛</th> <th>否</th> <th>賛</th> <th>否</th> </tr> <tr> <td>議案第1号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>		議案	賛	否	賛	否	議案第1号	○	○	○	○	議案第2号	○	○	○	○	議案第3号	○	○	○	○	議案第4号	○	○	○	○	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株主番号ごとの議決権行使書用紙を1枚ずつご提出ください。提出枚数が不足している場合は、ご提出のうえ、不足分を別途ご提出ください。 2. 議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱われます。 3. 賛否の表示は、黒色のボールペンにより、○印を記入してください。 4. 議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱われます。
議案	賛	否	賛	否																									
議案第1号	○	○	○	○																									
議案第2号	○	○	○	○																									
議案第3号	○	○	○	○																									
議案第4号	○	○	○	○																									
<p>先着順に議決権行使書用紙を提出する場合は、提出のうえ、不足分を別途ご提出ください。</p> <p>〇〇〇〇 株主様</p> <p>103-8670</p> <p>〒103-8670 東京都中央区1丁目2-1</p> <p>みずほ 花子</p>	<p>インターネットで議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。</p>			<p>第1号、第3号、第4号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 反対する場合 >> 「否」の欄に○印 <p>第2号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印 ● 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 																									

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使のご案内

議決権
行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

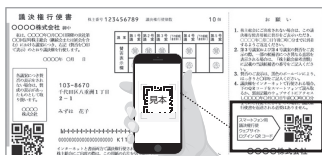
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

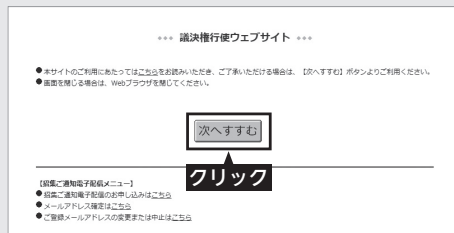
0120-768-524

受付時間
年末年始を除く9:00~21:00

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

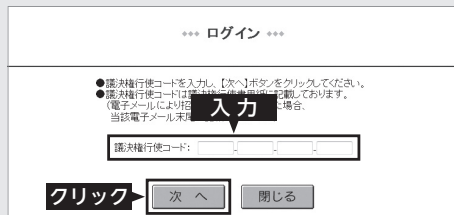
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



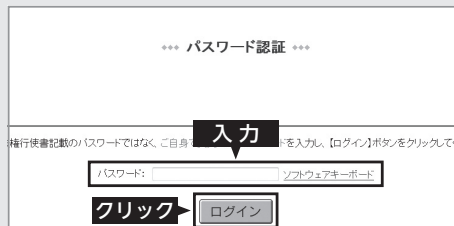
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当の決定にあたっては株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の業績および配当性向ならびに将来の成長に必要な内部留保等を総合的に勘案しつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績と今後の事業展開を勘案し、1株につき35円といたしたいと存じます。これにより、第2四半期末の配当を加えた2025年3月期の年間配当額は1株あたり70円となります。

1. 期末配当に関する事項

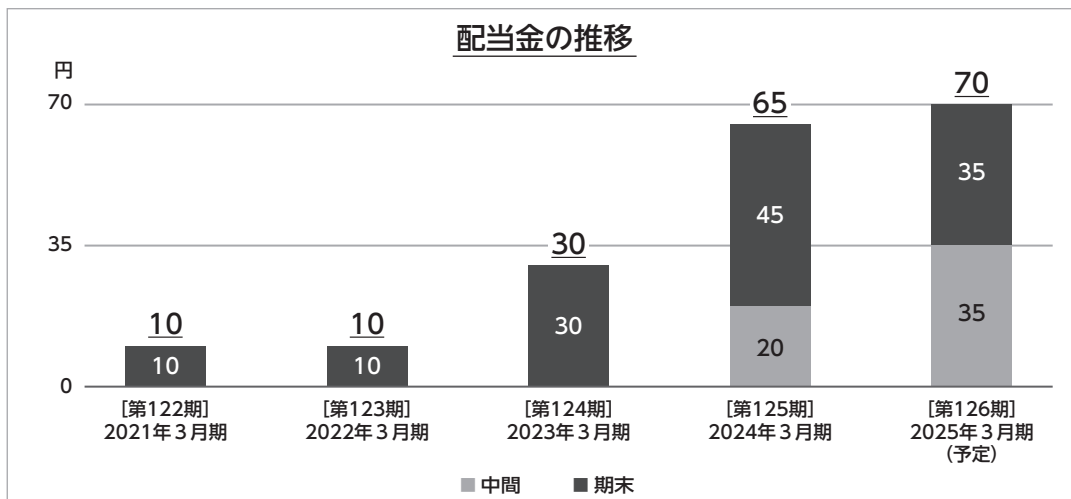
(1) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 35円 総額 410,642,820円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

<ご参考>



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、各取締役候補者は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得て、取締役会で決定しております。また、監査等委員会から、本議案は妥当であり、本総会において陳述すべき特段の事項はない旨の意見を事前に受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別		当社における地位	取締役会 出席状況
1	かとう きみやす 加藤 公康	男性	再任	代表取締役社長	14回/14回
2	いし い たか つぐ 石居 孝嗣	男性	再任	取締役専務執行役員	14回/14回
3	わた なべ たか お 渡邊 孝雄	男性	再任	取締役常務執行役員	14回/14回
4	こん どう やす ひろ 近藤 康博	男性	再任	取締役執行役員	14回/14回
5	くに はら ち え 國原 智恵	女性	再任	社外 取締役 独立	14回/14回

候補者番号

1

かとう きみやす
加藤 公 康

再任

- 生年月日
1968年8月25日生
- 所有する当社の株式の数
368,255株
- 取締役会への出席状況
14/14 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社
1993年7月 当社監査役室長
1996年8月 当社技術本部本部長
1997年5月 当社資材本部長
1997年6月 当社取締役技術本部長・資材本部長
2001年6月 当社取締役・常務執行役員
2004年6月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

加藤（中国）工程机械有限公司董事

取締役候補者とした理由

同氏は、当社代表取締役社長として豊富な経験を有し、当社の最高執行責任者として強力なリーダーシップを発揮しております。現在取締役会における経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしております。同氏の能力および経験等を当社の経営にいかすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

いし い たか つぐ
石 居 孝 嗣

再任

- 生年月日
1955年1月30日生
- 所有する当社の株式の数
11,525株
- 取締役会への出席状況
14/14 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年4月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社
 2003年7月 同社エネルギー事業本部電力プロジェクト海外営業部
 部長
 2007年4月 同社クアラルンプール事務所 所長
 2012年6月 IHI建機株式会社（2016年11月 株式会社KATO
 HICOMに商号変更）取締役営業統括部長
 2017年6月 同社取締役営業統括部統括部長・当社海外営業統括部長
 2018年3月 当社海外営業統括部長・HICOM事業部営業統括部長
 2018年6月 当社取締役・執行役員海外営業本部長
 2020年6月 当社取締役・執行役員海外統括本部長・海外営業部長
 2021年6月 当社取締役・執行役員海外統括本部長・海外営業部長・
 中国統括本部長・情報システム部担当
 2022年6月 当社取締役・常務執行役員海外統括本部長・経営企画室
 長・基幹システムプロジェクト室長・情報システム部担
 当
 2024年6月 当社取締役・専務執行役員海外統括本部長・経営企画室
 長・基幹システムプロジェクト室長・調達本部・情報シ
 ステム部担当（現任）

重要な兼職の状況

加藤（中国）工程机械有限公司董事、加藤中駿（廈門）建機有限公司監
 事、KATO IMER S.p.A.取締役、KATO EUROPE B.V.取締役、
 ICOMAC,INC.社長

取締役候補者とした理由

同氏は、株式会社IHIおよびIHI建機株式会社において要職を歴任し
 ており、国内外で豊富な事業経験を有しております。さらに、現
 在、当社の経営企画室長として中期経営計画(2025-2027)の目標
 達成に向けた牽引役として進捗管理を行うとともに、海外子会社の
 監督に携わるなど幅広い分野で当社事業を支えております。同氏の
 能力および経験等を今後とも当社の経営に生かすため、引き続き取
 締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

わた なべ たか お
渡 邊 孝 雄

再任

- 生年月日
1961年12月25日生
- 所有する当社の株式の数
10,708株
- 取締役会への出席状況
14/14 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2012年 4月 当社名古屋支店長
2015年 5月 当社営業本部建機営業部長
2015年 7月 当社執行役員営業部長（建設機械担当）
2018年 6月 当社取締役・執行役員営業本部長・建設機械営業部長
2020年 6月 当社取締役・執行役員国内営業本部長・建設機械営業部長
2022年 6月 当社取締役・常務執行役員国内営業本部長・プロダクトサポート部・テクニカルトレーニングセンター担当
2023年 6月 当社取締役・常務執行役員国内営業本部長・テクニカルトレーニングセンター担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社の主力市場である国内市場において営業部門の要職を務めており、同部門で培った豊富な知見は、現在取締役会における経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしております。同氏の能力および経験等を当社の経営に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

こん どう やす ひろ
近 藤 康 博

再任

- 生年月日
1960年5月13日生
- 所有する当社の株式の数
9,458株
- 取締役会への出席状況
14/14 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2006年 7月 当社設計第1部第2課 課長
2010年 7月 当社設計第1部 部長・第2課 課長
2019年 6月 当社執行役員開発副本部長・設計第1部長
2020年 6月 当社執行役員開発本部長・設計第1部長
2021年 6月 当社取締役・執行役員開発本部長・設計第1部長
2022年 6月 当社取締役・執行役員開発本部長・ISO担当
2023年 6月 当社取締役・執行役員開発本部長・基幹システムプロジェクト室専任部長・ISO担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社主要製品設計業務に携わり、2019年からは開発部門全体の責任者を務めております。同部門で培った豊富な知見は、今後当社の新製品開発や経営基盤強化に不可欠である製品の品質向上に幅広く必要であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

くに はら ち え
國 原 智 恵

再任

社外

独立

- 生年月日
1973年8月8日生
- 所有する当社の株式の数
2,207株
- 取締役会への出席状況
14/14 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 株式会社オークホーム
 2002年7月 社会福祉法人希望の会理事長（現任）
 2003年4月 社会福祉法人希望の会こだま保育園園長（現任）
 2017年4月 奈良市保育会会長（現任）
 2017年4月 奈良市男女共同参画推進審議会委員副委員長（現任）
 2022年6月 全国認定こども園協会副代表理事（現任）
 2023年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

社会福祉法人希望の会理事長
 社会福祉法人希望の会こだま保育園園長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、法人経営に加え、幅広く教育・社会福祉関連団体の要職を歴任しており、当社だけでなく業界全体が長きにわたり抱えている女性活躍推進策に対して豊富な経験、実績を有しております。当社がサステナビリティ経営を推進していくうえで、人財確保は重要なテーマの一つであり、一層の職場環境整備を含めた働き方改革を進めていく必要があります。同氏には上記課題に対して積極的な提案や助言を行っていただくことを期待しており、当社の社外取締役として職務を適切に遂行していただける十分な識見を有していると判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、故意または重過失等の一部免責事項を除き、被保険者である当社取締役がその職務につき行った行為に起因して生じる被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されるものであり、被保険者すべての保険料を当社が負担しております。なお、各取締役候補者の選任が承認可決された場合には当該契約を更新する予定です。
3. 國原智恵氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で締結している会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を継続し、当該契約に基づく責任限度額については法令が規定する額とする予定です。
4. 國原智恵氏は社外取締役候補者であります。
 なお、当社は國原智恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
5. 各候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役1名増員をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名	性別	当社における地位	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
木元有香	女性	新任	—	—
		社外 独立		

木元有香

新任 社外 独立

- 生年月日
1981年6月6日生
- 所有する当社の株式の数
400株
- 取締役会への出席状況
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年12月 第二東京弁護士会登録
 2008年12月 マトリックス国際法律事務所入所
 2010年7月 鳥飼総合法律事務所入所
 2024年4月 関東弁護士会連合会男女共同参画・両性平等推進委員会
 委員長（2025年3月退任）
 2024年4月 東京家庭裁判所調停委員（現任）
 2024年7月 真法律会計事務所 パートナー
 2025年6月 木元有香法律事務所開設

重要な兼職の状況

木元有香法律事務所 代表弁護士
 白百合女子大学 非常勤講師

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、弁護士として企業法務全般に精通しているだけでなく、多様な視点や経験を有しております。当社の経営全般に対し外部の視点から業務執行に対して適切な監督や助言により、当社の監査体制強化に貢献していただけのもとの期待し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 木元有香氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を

保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、故意または重過失等の一部免責事項を除き、被保険者である当社取締役がその職務につき行った行為に起因して生じる被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されるものであり、保険料は当社が負担しております。なお、同氏の選任が承認された場合には、当該契約の被保険者に含まれることとなります。

3. 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任限度額は法令が規定する額とする予定です。
4. 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において選任が承認された場合、独立役員とする予定です。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式割当てに関しては、2021年6月29日開催の第122回定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内とし、その全部を現物出資の方法で給付することおよび割り当てる譲渡制限付株式の総数を20,000株を上限として、ご承認いただいておりますが、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、対象取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額75百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数を50,000株を上限に改定させていただきたいと存じます。以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

また、第2号議案（取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件）が原案のとおり承認可決されますと、譲渡制限付株式報酬の対象となる取締役は4名となります。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案のうえ、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから相当であるものと判断しております。また、監査等委員会から本議案は妥当であり、本総会において陳述すべき特段の事項はない旨の意見を事前に受けております。

・改定案

年間に割り当てる譲渡制限付株式数	:	年間50,000株を上限
譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権額	:	年間75百万円以内

(ご参考) 第2号議案・第3号議案承認可決後の取締役会体制
各取締役候補者および監査等委員のスキルマトリックス

第2号議案および第3号議案が原案どおり選任された場合の各取締役候補者および監査等委員が特に有する専門性および経験は次のとおりとなります。

氏名	社外・独立	主な専門性・経験									
		企業経営	営業・マーケティング	国際性	財務・会計	開発・製造	品質・アフターサービス	人事・ダイバーシティ	IT・デジタル	法務・リスク	サステナビリティ・ESG
かとう きみやす 加藤 公康		○		○		○	○	○		○	○
いし い たか つく 石居 孝嗣			○	○	○				○		
わた なべ たか お 渡邊 孝雄			○				○				
こん どう やす ひろ 近藤 康博						○	○		○		○
くに はら ち え 國原 智恵	●	○						○			○
かわ かみ とし あき 川上 利明								○		○	
いま い ひろ き 今井 博紀	●									○	
ざ ま しん いち ろう 座間 眞一郎	●				○						
きもと ゆ か 木元 有香	●				○			○		○	

(注) 上記一覧表は、各取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

東京証券取引所で定める独立性に関する要件を充足する者を当社から独立性を有するものとする。但し、以下に該当する者については、その実態を踏まえて慎重に独立性を判断する。

1. 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
2. 当社から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
3. 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
4. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - A. 上記1～3に該当する者。
 - B. 当社およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善傾向が続いたこともあり、緩やかな回復基調が継続いたしました。一方、世界経済は、ウクライナや中東における地政学リスクが継続、中国では不動産市況の低迷が長期化するなど先行き不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社では今期で最終年度となる中期経営計画(2022～2024)の基本方針である「収益性改善・強化」「財務体質の改善」「将来の基盤構築」に沿った各施策に取り組んでまいりました。特に、近年厳しい事業環境が続いていた中国事業の抜本的な見直しと併せ、成長市場であるインド国内の現地企業との合弁会社設立に向けた準備を進めるなど、将来の基盤構築を目的とした海外事業ポートフォリオの見直しを積極的に推進してまいりました。

当連結会計年度は、新しい大型ラフテレーンクレーンの国内市場投入時期の遅延および米国大統領選前後の北米市場の需要減少の影響により、売上高は529億3千2百万円(前年同期比92.1%)、営業利益は9億3百万円(前年同期比54.6%)、経常利益は14億1百万円(前年同期比54.4%)となりました。

なお、2024年11月8日公表の「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、中国事業の見直しに伴い、一過性の子会社整理損を計上した影響により、親会社株主に帰属する当期純損失は60億3千3百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益42億3千5百万円)となりました。

連結業績

売上高	529億3千2百万円 前期比 7.9% 減	営業利益	9億3百万円 前期比 45.4% 減
経常利益	14億1百万円 前期比 45.6% 減	親会社株主に 帰属する 当期純損失	60億3千3百万円 前期比 - %

《セグメント別の状況》

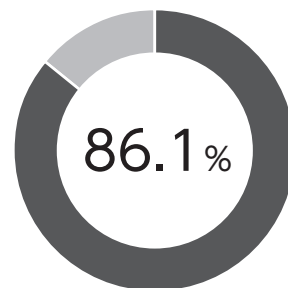
① 日本

国内の建設用クレーンの売上高は、大型ラフテレーンクレーンの新型車の市場投入時期の遅れがあったものの、295億6千4百万円(前年同期比99.6%)と前期比同水準となりました。海外向けの売上高は、39億8百万円(前年同期比87.4%)となり、アジア向けの大口販売があった前期から減収となりました。

国内向け油圧ショベル等の売上高は、競争激化による影響を受けたものの、76億2千万円(前年同期比97.7%)と前期比同水準となりました。海外向け油圧ショベル等は、米国向け販売が大統領選挙に伴う需要減少による影響を受け、売上高は44億9千5百万円(前年同期比54.3%)と前期比減収となりました。

以上を含めた日本の売上高は466億5千3百万円(前年同期比91.1%)、セグメント利益は6億2千1百万円(前年同期比30.7%)となりました。

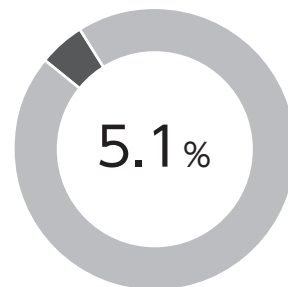
《売上構成比率》



② 中国

中国は、不動産市況の低迷長期化により厳しい販売環境が継続しているなか、期中に解散を決議した現地子会社の在庫製品の販売注力により、売上高は27億3千7百万円(前年同期比119.1%)となり、セグメント損失は6千3百万円(前年同期はセグメント損失12億1千万円)となりました。

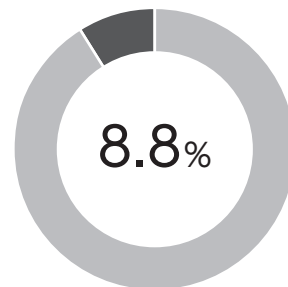
《売上構成比率》



③ 欧州

欧州は、需要減少により売上高は47億8千7百万円(前年同期比84.8%)と減収し、原材料高騰の影響を受けセグメント損失は1千1百万円(前年同期はセグメント利益7千1百万円)となりました。

《売上構成比率》



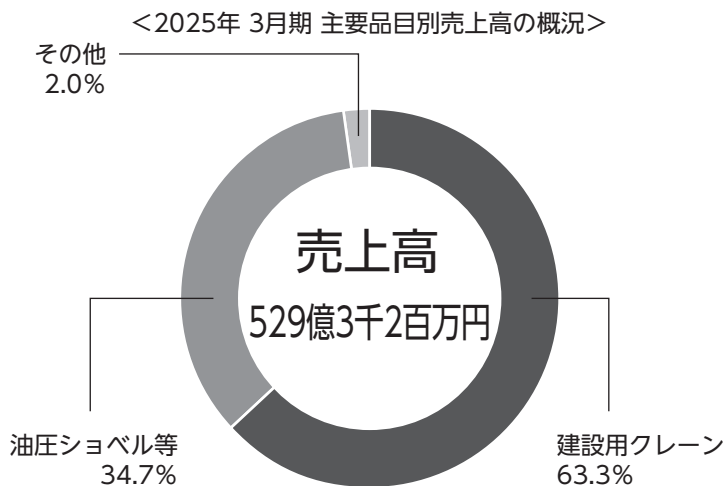
④ その他

その他の地域は、欧州セグメントを分離したことにより売上高は発生せずセグメント損失は5百万円(前年同期はセグメント損失7千6百万円)となりました。

《主要品目別売上高の状況》

単位：百万円

品目名	前期 (2024年3月期)	今期 (2025年3月期)	前年同期比
建設用クレーン	34,234	33,508	97.9%
油圧ショベル等	22,308	18,359	82.3%
その他	955	1,063	111.3%



(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は15億2千5百万円となりました。主なものとしては生産設備の更新であります。

また、当連結会計年度において、期限の到来した借入金の返済を行うとともに、金融機関からの借り入れにより、運転資金を調達いたしました。この結果、借入金・社債等有利子負債は77億7千2百万円増加し、441億2千9百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

■中期経営計画(2022～2024)(以下「前中計」)の振り返り

前中計1年目から2年目の売上高については、サプライチェーンの混乱や中国市場の低迷が長期化するなど生産・販売面において影響があり、3年目については、700億円を目標に掲げて増産体制を敷いてきましたが、国内および海外の主力市場における需要が当初想定を下回り、計画数値の達成にはいたりませんでした。

一方、基本方針に掲げた「収益性改善・強化」においては、従前から進めてきたプロジェクト(KATO Reborn Project)を引継ぎ、課題であった既存機種のコストダウンに着手いたしました。「将来の基盤構築」においては、生産を終了したタイ工場の売却や厳しい事業環境が続いていた中国子会社2社の解散および清算の着手に加え、今後旺盛な需要が期待できるインドでの合弁会社設立準備など、海外事業ポートフォリオの見直しを積極的に行ってまいりました。「財務体質の改善」については、一部課題は残ったものの、テーマに掲げていた『スリムで骨太体質』への転換は図れ、前中計の基本方針に沿って推進してきた施策は概ね達成したものと捉えております。

<基本方針と取り組み状況等>

基本方針	評価	取り組み状況・結果
収益性改善・強化	○	<ul style="list-style-type: none">・ KATO Reborn Project(収益性改善プロジェクト)実践・ 新機種開発・ 販売価格の適正化・ 販売拠点の見直し(統合)
財務体質の改善	△	<ul style="list-style-type: none">・ 資本収益性の改善に向けた事業ポートフォリオの見直し・ 市況低迷により、一時的にたな卸資産が増加
将来の基盤構築	◎	<ul style="list-style-type: none">・ 生産機種の選択と集中を実施・ 環境配慮型製品の開発推進・ インドでの合弁会社設立準備

■中期経営計画(2025～2027)(以下「本中計」)

2026年3月期を初年度とする新たな3か年の中期経営計画『飛躍、そして次の時代へ』～Leap & To The Next Era～を策定いたしました。

基本方針	主な取り組み
企業価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・資本コストを意識した経営の実践 ・PBR改善に向けた各種施策の実施
成長戦略の推進と有効投資	<ul style="list-style-type: none"> ・前中計で種をまいた施策効果の確実な刈り取り ・成長分野への戦略的投資
収益性の更なる向上	<ul style="list-style-type: none"> ・前中計で取り組んできた施策の深化による収益性向上 ・外的要因に左右されにくい強固な経営基盤構築
サステナビリティ経営の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ経営の強化による企業価値向上 ・マテリアリティの推進

<本中計の計数計画>

(単位：億円)

連結業績	2025年度 (1年目)	2026年度 (2年目)	2027年度 (3年目)
売上高	570	660	790
営業利益	17	25	36
営業利益率	2.9%	3.7%	4.5%
ROE	3.7%	5.4%	8.0%

<企業価値の向上について>

当社は、資本コストを意識した経営を推進するため、新たな経営指標として、自己資本利益率(ROE)を目標値に設定いたしました。株価純資産倍率(PBR)改善についても各施策を推進し、株式市場から求められている項目に対応してまいります。また、ROE 8%以上、投下資本利益率(ROIC) 5%以上を目指してまいります。

なお、本中計期間中の配当金は、一過性の損益を除いた経常利益の30%を目安に配分し、一株当たり70円を下限といたします。更に資本政策を加味しつつ、発行済株式総数の5%を目安に自己株式の取得を推進いたします。

<成長戦略の推進と有効投資について>

前中計では、収益性改善のため事業の合理化を行ってきましたが、本中計においては事業拡大の方針のもと以下の主要戦略を推進してまいります。

国内市場では、製品競争力と販売力強化によりシェアを拡大し増収を目指すとともに、更なる飛躍のため海外市場は、インド市場参入と既存販売網の強化により、中長期的に海外売上高比率40%超を目指してまいります。

【国内】

- ・環境配慮型製品の開発および市場投入
- ・KRPで開発した製品の市場投入
- ・工場のDX化推進および生産設備投資

【海外】

- ・インド事業確立とインドを起点にアジアおよび中東での失地回復
- ・販路拡大に向け販売ネットワークの強化拡充(有効投資(M&A)も含む)

<収益性の更なる向上について>

前中計で取り組んできた施策をさらに進化させ、市場ニーズを取り込んだ付加価値の提供とコスト削減の両面から営業利益の押し上げを図ってまいります。

<サステナビリティ経営の実践について>

サステナビリティ活動の推進により、持続的な成長を目指し、前期に設定した5つのマテリアリティ(重要課題)に対するKPIを新たに設定いたしました。今後KPIの達成をとおして、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

また、環境配慮型製品として研究・開発を進めてきた世界初の「ハイブリッドラフター」(同クラスのエンジン機に比べ最大40%のCO₂削減実現)を2025年3月に発売いたしました。今後も、環境配慮型製品の普及を推進し、持続可能な社会への実現に貢献してまいります。

本中計の詳細については、当社HPをご確認ください。

URL:https://www.kato-works.co.jp/ir/html/1_01plan.html



マテリアリティ(重要課題)のKPIの詳細については、当社HPをご確認ください。

URL:<https://www.kato-works.co.jp/sustainability/policy/>



■2026年3月期の連結業績予想

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期(予想)	
	金額	金額	増減率
売上高	52,932	57,000	7.7%
営業利益	903	1,700	88.1%
経常利益	1,401	1,200	△14.4%
当期純利益	△6,033	1,200	—

2025年3月期の連結業績につきましては、2025年5月14日公表の「通期連結業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」のとおり、中国事業の見直しに伴う子会社整理損を計上した影響により、親会社株主に帰属する当期純利益は一時的に悪化いたしました。

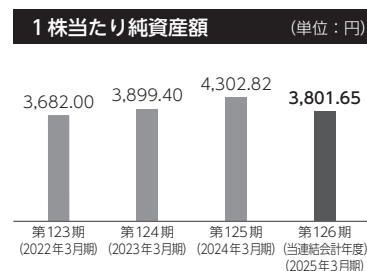
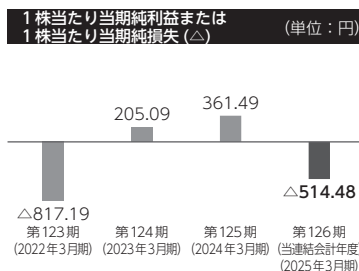
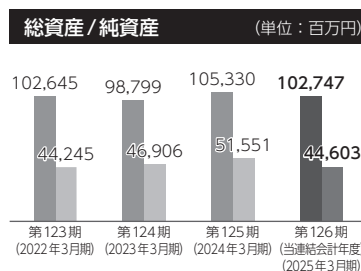
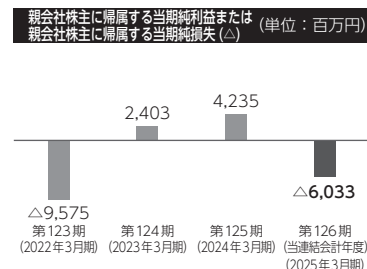
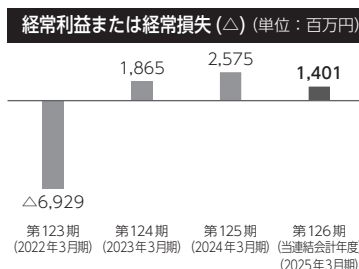
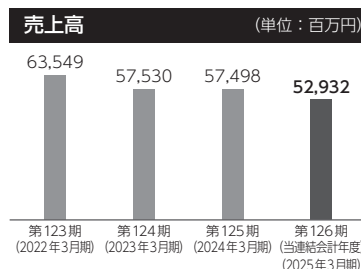
2026年3月期の連結業績予想につきましては、米国における関税政策など不透明な事業環境は継続し、国内外市場における急激な需要増加は見込めないものの、新しい大型ラフテレーンクレーンの期初からの販売に加え、インド事業による増収も期待できることから、売上高は前期比7.7%増となる570億円を見込んでおります。

なお、最終損益につきましては、一過性の損失を計上した2025年3月期から大幅に改善する見込みであり、前中計からの施策効果に加え、本中計の各施策を推進していくことにより、今後の連結業績と資本収益性は確実に向上していくものと認識しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第123期 (2022年3月期)	第124期 (2023年3月期)	第125期 (2024年3月期)	第126期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	63,549	57,530	57,498	52,932
経常利益または経常損失(△) (百万円)	△6,929	1,865	2,575	1,401
親会社株主に帰属する当期純利益または 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△9,575	2,403	4,235	△6,033
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	△817.19	205.09	361.49	△514.48
総 資 産 (百万円)	102,645	98,799	105,330	102,747
純 資 産 (百万円)	44,245	46,906	51,551	44,603
1株当たり純資産額 (円)	3,682.00	3,899.40	4,302.82	3,801.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 第126期(当連結会計年度)における経営成績の概況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
加藤（中国）工程机械有限公司	62,500千米ドル	100.0%	油圧ショベル等の製品および部品の製造販売
加藤中駿（厦門）建機有限公司	3,000万人民币元	100.0%	油圧ショベル等の製品および部品の製造販売
KATO IMER S.p.A.	457千ユーロ	51.0%	ミニショベル等の製品および部品の製造販売

（注） 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含む6社であります。

(6) 主要な事業内容

区分	主要な製品および事業内容
建設用クレーン	ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーン、クローラクレーン、トラッククレーン他の製造ならびに販売
油圧ショベル等	油圧ショベル・ミニショベル、クローラキャリア、アースドリル他の製造ならびに販売
その他	路面清掃車、万能吸引車他の製造ならびに販売

(7) 主要な営業所および事業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区	東 京 支 店	東 京 都 品 川 区
茨 城 工 場	茨 城 県 猿 島 郡 五 霞 町	横 浜 支 店	東 京 都 品 川 区
群 馬 工 場	群 馬 県 太 田 市	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
坂 東 工 場	茨 城 県 坂 東 市	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市
立 川 事 業 所	東 京 都 立 川 市	中 国 支 店	広 島 県 広 島 市
北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市	四 国 支 店	香 川 県 高 松 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市	九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市
北 関 東 支 店	群 馬 県 太 田 市	沖 縄 支 店	沖 縄 県 那 覇 市
千 葉 支 店	千 葉 県 市 原 市		

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地
加 藤 (中 国) 工 程 机 械 有 限 公 司	中 国 江 蘇 省 昆 山 市
加 藤 中 駿 (厦 門) 建 機 有 限 公 司	中 国 福 建 省 厦 門 市
KATO IMER S.p.A.	イ タ リ ア 共 和 国 ト ス カ ー ナ 州

(8) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員の状況
従業員 976名
- ② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	705名	23(増)名	41.0才	14.1年
女性	92	7(増)	41.6	12.6
合計または平均	797	30(増)	41.0	14.0

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	16,445百万円
株式会社みずほ銀行	8,126百万円
株式会社三井住友銀行	6,361百万円
株式会社横浜銀行	3,716百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 46,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,743,587株 (自己株式 10,935株を含む)
- (3) 株主数 9,634名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	652 千株	5.56 %
清 原 達 郎	575	4.90
株 式 会 社 り そ な 銀 行	573	4.89
加 藤 公 康	350	2.99
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	319	2.72
S I X S I S L T D.	301	2.57
加 藤 製 作 所 従 業 員 持 株 会	238	2.03
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	228	1.94
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	186	1.59
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 0	175	1.50

(注) 持株比率は、自己株式 (10,935株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	16,096株	4名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 藤 公 康	加藤（中国）工程机械有限公司董事
取締役専務執行役員	石 居 孝 嗣	海外統括本部長・経営企画室長 基幹システムプロジェクト室長 加藤（中国）工程机械有限公司董事 加藤中駿（厦門）建機有限公司監事 KATO IMER S.p.A.取締役 KATO EUROPE B.V.取締役 ICOMAC,INC.社長 調達本部担当 情報システム部担当
取締役常務執行役員	渡 邊 孝 雄	国内営業本部長 テクニカルトレーニングセンター担当
取締役執行役員	近 藤 康 博	開発本部長 基幹システムプロジェクト室専任部長・ISO担当
取 締 役	狼 嘉 彰	東京工業大学名誉教授 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント 研究所名誉顧問
取 締 役	國 原 智 恵	社会福祉法人希望の会理事長 社会福祉法人希望の会こだま保育園園長
取 締 役 (常勤監査等委員)	川 上 利 明	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	今 井 博 紀	多田総合法律事務所 弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	座 間 眞 一 郎	学校法人玉川学園理事長付

- (注) 1. 取締役 狼嘉彰、取締役 國原智恵、取締役（監査等委員）今井博紀、取締役（監査等委員）座間眞一郎の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 狼嘉彰、取締役 國原智恵、取締役（監査等委員）今井博紀、取締役（監査等委員）座間眞一郎の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 常勤監査等委員に川上利明氏を選定した理由といたしましては、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするためであります。
4. 監査等委員の今井博紀氏は、弁護士として企業法務全般に関する高度な専門知識を有し、経営全般に対し外部の視点から業務執行に対し適切な監督や助言をするためであります。
5. 監査等委員の座間眞一郎氏は、学校法人玉川学園で、財務部会計部門を長く担当し、同分野に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行を行わない取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項および当社定款第27条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の全取締役および全執行役員であり、その保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者がその地位に基づいて行った背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の額

<基本方針>

当社の取締役報酬に関しては、2016年6月29日開催の第117回定時株主総会において監査等委員を除く取締役の報酬については、総枠で年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬額については、総枠で年額50百万円以内とすることを決議いたしました。なお、取締役の員数については定款で12名以内（うち監査等委員である取締役は5名以内）と定めており、当該議案の決議時点における監査等委員であるものを除く取締役は6名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役は3名です。当社は、2025年3月6日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責、業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取

締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

過半数が社外取締役で構成されている指名・報酬委員会は、取締役報酬等の額および算定方法ならびに個人別の報酬等の内容について、取締役会に対して答申を行っており、取締役会はその答申の内容を尊重して決定しております。

① 基本報酬（金銭報酬）の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、取締役の基本報酬・個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業ならびに委嘱業務の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

② 業績連動報酬の決定に関する方針

当社の業績連動報酬は、対象となる業務執行取締役の業績に対する一層の意識向上を目的としたものであり、事業年度ごとの会社業績や経営指標等の目標値に対する達成度合いに応じて算出し、一定の時期に現金報酬として支給いたします。目標とする業績指標の値については、直近の連結営業利益を業績指標として支給率を定め、中期経営計画との整合性を図り、事業環境の変化を考慮し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて適宜、見直しを行うものとしております。

なお、当該報酬に使用する算定式は以下のとおりです。

業績連動報酬＝基本報酬×業績指標に基づく支給率

③ 非金銭報酬等の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式割当てに関しては、2021年6月29日開催の第122回定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内とし、その全部を現物出資の方法で給付することおよび割り当てる譲渡制限付株式の総数を20,000株を上限とすることを決議いたしました。なお、当該議案の決議時点における監査等委員である取締役を除く取締役は、6名（うち社外取締役1名）です。

当該方針については、譲渡制限付株式報酬を中長期の業績と企業価値向上に対するインセンティブ報酬として与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として会社業績や中期経営計画の経営指標等をベースに算定し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において取締役への譲渡制限付株式の付与を決議し、付与することとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額については、取締役会に付議する前に、過半数が社外取締役で構成されている指名・報酬委員会にその内容を諮問し、その妥当性について取締役会に答申することとしております。取締役会においては、取締役の個人別の報酬額の決定を当社全体の業績に加え、各取締役の担当業務および委嘱業務の業績を踏まえた評価を行うため、業務執行の最高責任者である代表取締役社長の加藤公康が取締役会より委任を受け内容の決定をしております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

第126期における各取締役の報酬額については上記に従い算定することで取締役会は当該方針に沿うものであると判断し、2024年6月27日および2024年7月12日開催の取締役会にて決議しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く）	119	90	14	15	6
監査等委員である取締役	19	19	—	—	3
合計 (うち社外役員)	139 (19)	109 (19)	14 (—)	15 (—)	9 (4)

(注) 1. 上記、取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等として取締役に対して報酬等を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結営業利益の額であり、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、単年度の業績指標の目標値とするためであります。

なお、当連結会計年度を含む連結営業利益は「1. (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりでございます。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 狼嘉彰氏の兼職先である東京工業大学、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所と当社の間には特別な関係はありません。

取締役 國原智恵氏の兼職先である社会福祉法人希望の会、社会福祉法人希望の会こだま保育園と当社の間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）今井博紀氏の兼職先である多田総合法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）座間眞一郎氏の兼職先である学校法人玉川学園と当社の間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	狼 嘉 彰	当事業年度開催の取締役会14回中12回に出席し、大学教授としての専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
取 締 役	國 原 智 恵	当事業年度の取締役会14回すべてに出席し、多様性、サステナビリティの専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
取締役（監査等委員）	今 井 博 紀	当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会14回のすべてに出席し、弁護士として企業法務全般に関する専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
取締役（監査等委員）	座 間 眞 一 郎	当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会14回のすべてに出席し、学園理事として培った経営全般に関する幅広い見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

52百万円

② 当社ならびに当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 重要な子会社のうち、KATO IMER S.p.A.はEY S.p.A.、加藤（中国）工程机械有限公司は上海邁伊茲會計師事務所有限公司の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に則り、取締役会において「業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本的な方針）」を決議しております。その内容並びに運用状況は下記のとおりです。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程の定めるところに従い、適切な保存及び管理を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役（監査等委員を含む）は常時閲覧できる。

【運用状況】

「取締役会規則」に従い、取締役会議事録は取締役会開催ごとに作成され、事務局にて取締役会の日から10年間保管しております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業活動に伴う各種リスクについては、社内規程の定めるところに従い、リスクの状況に応じて関連部門が連携して対応する。あるいは経営執行会議において審議する。

【運用状況】

「リスク管理規程」に従い、リスクを抽出・評価のうえ対応しております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会規則の定めるところに従い、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催し、また必要に応じ適宜臨時に開催する。

(2) 取締役会の決議により業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任するとともに業務執行責任を明確にする。

【運用状況】

定例の取締役会を年13回および臨時の取締役会を年1回行っております。また、取締役会において定期的に業務執行取締役等による業務報告を行っております。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令遵守はもとより社会の構成員として求められる倫理観に基づいた行動が求められるとした「社員行動規範」を定め、取締役および使用人はこれを遵守のうえ企業活動を行う。

(2) コンプライアンス担当役員を任命し、内部統制委員会及びその事務局となる法務・コンプライアンス部を設置し、体制の構築と強化を図る。

(3) コンプライアンス社内研修などの諸活動を行うとともに、内部通報制度を設け、適切な処置を講じる体制を維持する。

【運用状況】

「社員行動規範」、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人はコンプライアンスの遵守を徹底しています。コンプライアンス担当役員を中心に内部統制委員会を開催しているほか、定期的にコンプライアンス研修等を実施しております。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「企業行動憲章」に従い、当社グループの取締役・社員一体となった遵法意識の向上を図る。
 - (2) 内部監査部門は当社グループの業務の適正性並びに有効性に関して必要な範囲で内部監査を実行する。
 - (3) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項のすべてについて、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。

【運用状況】

取締役会が承認した評価対象範囲に沿って、子会社並びに関連会社を含む対象の事業拠点において、全社統制及び業務プロセスに対して内部監査を実施しております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その求めに応じて補助すべき使用人を置く。
 - (2) 監査等委員会を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び他の使用人からの指揮命令は受けないものとする。
 - (3) 補助すべき使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。

【運用状況】

総務部を補助業務の担当部署としております。

7. 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループにおいて重大な法令違反等コンプライアンス上重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

- (2) 監査等委員会は内部監査部門による内部監査結果審査会の報告を受ける。
- (3) 監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席する。
- (4) 内部通報（コンプラヘルプライン）の運用状況を適宜監査等委員会に報告する。

【運用状況】

コンプライアンス事項に関する内部統制委員会での審議事項及び内部監査結果等を監査等委員会へ報告しております。また、監査等委員は取締役会、経営執行会議及び支店長会議等に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握しております。

8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員会に報告した者について、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いは禁止する。

【運用状況】

当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止しております。

9. 監査等委員の職務の執行に生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除きこれに応じる。

【運用状況】

監査等委員会の職務の執行について生じたものではないと認められた場合以外、費用の請求に応じております。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査の実効性、有効性に資する監査環境を整備し、確保する。
- (2) 監査等委員は法令、定款並びに社内規程「監査等委員会規則」に則り、その職務を明らかにするとともに、会計監査人、内部統制委員会などと連携を保ちながら監査成果の達成を図る。
- (3) 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人から必要に応じて職務執行状況の報告を聴取する。
- (4) 監査等委員は、代表取締役及び会計監査人等とそれぞれ定期的に会合を持ち、意見交換のうえ相互認識と信頼関係を深める。

【運用状況】

「監査等委員会規則」によりその職務を明らかにし、監査環境を確保しております。代表取締役、会計監査人及び内部統制委員会と定期的に会合を行い、連携を図っております。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社の「社員行動規範」において、「反社会的な勢力には、屈服せず、断固として対決します。」と規定し、反社会的勢力(反社会的な個人又は団体)とは毅然とした態度で接し、一切関係を持たない。反社会的勢力の不当要求等に対しては、対応統括部署及び警察等の外部専門機関と緊密に連携し、対応する。また、反社会的勢力排除のための社内体制を強化・推進する。

【運用状況】

「社員行動規範」に基づき、反社会的勢力排除を徹底しております。

12. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

【運用状況】

「財務報告の基本方針」を制定し、「経理規程」をはじめとした規程整備、内部監査、内部監査審査会並びに会計監査人との適切な連携、情報共有により、財務報告の信頼性・適正性を確保しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当の決定にあたっては株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の業績及び配当性向ならびに将来の成長に必要な内部留保等を勘案しつつ、安定的な配当を継続することを方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

2025年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,292	流動負債	40,630
現金及び預金	14,763	支払手形及び買掛金	4,230
受取手形	2,105	電子記録債務	6,306
売掛金	14,731	リース債務	9
電子記録債権	1,146	短期借入金	19,941
商品及び製品	29,182	1年内償還予定の社債	524
仕掛品	5,077	1年内返済予定の長期借入金	6,005
原材料及び貯蔵品	11,013	賞与引当金	653
その他	2,621	製品保証引当金	778
貸倒引当金	△347	その他	2,182
固定資産	22,454	固定負債	17,513
有形固定資産	16,277	社債	516
建物及び構築物	8,410	長期借入金	16,792
機械装置及び運搬具	1,596	退職給付に係る負債	40
土地	5,170	リース債務	21
リース資産	31	その他	142
建設仮勘定	178	負債合計	58,144
その他	889	(純資産の部)	
無形固定資産	1,318	株主資本	38,624
投資その他の資産	4,858	資本金	2,935
投資有価証券	2,823	資本剰余金	8,247
破産更生債権等	14,570	利益剰余金	27,457
退職給付に係る資産	148	自己株式	△16
繰延税金資産	1,004	その他の包括利益累計額	5,978
その他	879	その他有価証券評価差額金	230
貸倒引当金	△14,569	為替換算調整勘定	5,623
		退職給付に係る調整累計額	124
資産合計	102,747	純資産合計	44,603
		負債及び純資産合計	102,747

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
高価益費益		52,932
利益管理		44,332
原利一般		8,599
上総及び		7,695
上業		903
売売販営		
受割受持為受貸製受そ	21	
賦取分法に替	23	
取取に替	15	
取取に替	96	
取取に替	18	
取取に替	509	
取取に替	107	
取取に替	68	
取取に替	464	
取取に替	192	1,517
営業外貸払	436	
支支	490	
支支	77	
支支	16	1,019
経特		1,401
特	163	163
固固	53	
固固	6	
固固	7,103	7,164
税金等調整前当期純損失		5,598
法人税、住民税及び事業税	142	
法人税等調整額	362	505
当期純損失		6,103
非支配株主に帰属する当期純損失		70
親会社株主に帰属する当期純損失		6,033

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	2,935	7,109	34,431	△39	44,437
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△937		△937
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△6,033		△6,033
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△2		23	20
その他資本剰余金の負の残高の振替		2	△2		
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,138	0		1,138
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	1,138	△6,973	23	△5,812
当 期 末 残 高	2,935	8,247	27,457	△16	38,624

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	157	5,733	86	5,977	1,136	51,551
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△937
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)						△6,033
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						20
その他資本剰余金の負の残高の振替						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						1,138
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	72	△109	38	0	△1,136	△1,135
当 期 変 動 額 合 計	72	△109	38	0	△1,136	△6,947
当 期 末 残 高	230	5,623	124	5,978	-	44,603

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社名：加藤（中国）工程机械有限公司
加藤中駿（厦門）建機有限公司
KATO WORKS (THAILAND) CO.,LTD.
KATO EUROPE B.V.
ICOMAC,INC.
KATO IMER S.p.A.

非連結子会社の数 2社

非連結子会社名：株式会社日本分析
多摩工業株式会社

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2社

持分法を適用した関連会社名：光陽精機株式会社
COMPACT EXCAVATOR SALES,LLC

持分法を適用しない非連結子会社名：株式会社日本分析
多摩工業株式会社

持分法を適用しない関連会社名：大成実業株式会社
甲信イシコ株式会社
東中国イシコ建機株式会社
サッポロ機工サービス株式会社

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

加藤（中国）工程机械有限公司の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成等に当たっては、連結決算日（3月31日）で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成等に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

主として個別原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）：定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき費用の見積額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の売上高に対する保証費用の発生に備えるため、過去の経験率に基づいて発生見込額を計上しております。

また、個別に見積可能なアフターサービス費用については、その見積額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で又は充足するにつれて収益を認識する。

当社及び連結子会社は、建設用クレーン、油圧ショベル等及びその他の製品の製造並びに販売を主な事業としております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に提供することを履行義務としており、国内の製品販売においては原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の補修用の部品販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出版売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、顧客への支払が確定した奨励金についても、売上高より控除しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ ヘッジ方針

社内で定めたデリバティブ取引に関する管理規程に基づき取引を行い、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「受取手形」に含まれていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記しております。

6. 追加情報

(財務制限条項)

当社は借入金45億円について、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

(1) 決算期の末日における連結および単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

(2) 決算期の末日において、以下のいずれも充足しない状態にならないこと。

① 決算期の末日における連結貸借対照表のたな卸資産の金額が400億円以下であること。

② 決算期の末日における連結決算に基づく棚卸資産回転期間を7.0カ月以下に維持すること。

なお、当連結会計年度末において、たな卸資産および棚卸資産回転期間に関する条項に抵触していません。しかしながら、引き続き業績及び財務状況の改善に取り組み、取引金融機関とは建設的な協議を重ね、期限の利益喪失の請求権を行使しない旨の同意を得ております。

7. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,004百万円
法人税等調整額	362百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては将来の事業計画から予測される課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる予想販売台数であります。これらは、受注残高及び過去実績、外部機関が公表する情報を考慮した建設機械市場の受注予測等に基づいて設定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

事業計画の達成度合いは、建設機械市場の需要動向の変化に影響を受けるほか、自然災害や感染症をはじめとした予測困難な事象の発生に影響を受けるおそれがあるなど、不確実性が伴います。そのため実績が事業計画から著しく下方に乖離するなどして、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結子会社加藤(中国)工程机械有限公司の貸倒懸念債権に対する貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 12,671百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②主要な仮定

当社の連結子会社である加藤(中国)工程机械有限公司の取引先に対する債権の回収不能見込額は、取引先ごとに債権の滞留状況及び直近の回収実績、財政状態及び経営成績等を考慮して算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

債権の回収不能見込額の見積りには不確実性を伴うため、景気動向や顧客の個別の実態の変化に伴い、回収不能額が異なる結果となる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 29,791百万円

2. 保証債務

当社の連結子会社である加藤(中国)工程机械有限公司及び加藤中駿(廈門)建機有限公司は、販売代理店による債務保証（顧客のリース債務の担保となる建設機械の未経過リース料相当額での買取保証）に対して再保証を行っております。当該保証残高は当連結会計年度末64百万円であります。

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形 37百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金 37百万円

III. 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社整理損

当連結会計年度において、当社の連結子会社である加藤(中国)工程机械有限公司及び加藤中駿(廈門)建機有限公司の清算の決定に伴う損失であり、その内訳は、棚卸資産評価損3,423百万円、貸倒引当金繰入額2,808百万円、人員整理費用553百万円、減損損失21百万円、清算に係る諸費用295百万円であります。

子会社整理損に含めた減損損失

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
中国福建省廈門市	生産設備	有形固定資産	21

当社グループは、減損会計の適用にあたり概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。当社の連結子会社である加藤中駿(廈門)建機有限公司の清算の決定に伴い、当該連結子会社の固定資産について回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を子会社整理損に含めて特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、使用価値をゼロとして評価しております。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	11,743,587	—	—	11,743,587

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	527	45.0	2024年 3月31日	2024年 6月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	410	35.0	2024年 9月30日	2024年 12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	410	35.0	2025年 3月31日	2025年 6月30日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主として銀行借入れによる方針です。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスク回避を目的とした金利スワップ取引、並びに、外貨建の営業債務及び外貨建予定取引にかかる、為替変動リスク回避を目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理をするとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券管理規程に従い定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金、社債、リース債務及び長期未払金は営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達です。このうち変動金利であるものは、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金のうち一部は、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、社内規程に基づき行っており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い銀行とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形	2,105	2,077	△27
(2) 電子記録債権	1,146	1,114	△32
(3) 投資有価証券 その他有価証券	483	483	—
資 産 計	3,735	3,674	△60
(1) 社債	1,040	1,027	△12
(2) 長期借入金	22,797	22,811	14
負 債 計	23,837	23,839	1

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「資産(3)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
関係会社株式	2,304
非上場株式	36

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	483	—	—	483
資産計	483	—	—	483

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	2,077	—	2,077
電子記録債権	—	1,114	—	1,114
資産計	—	3,191	—	3,191
社債	—	1,027	—	1,027
長期借入金	—	22,811	—	22,811
負債計	—	23,839	—	23,839

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体して処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

受取手形、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分し、その将来キャッシュ・フローを当期に発生した割賦金利の平均利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸不動産及び遊休不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	決算日における時価
1,565	2,858

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費63百万円であります。

3. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、直近の評価時点から、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該指標を用いて調整した金額によっております。その他重要性の乏しい物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額によっております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,801円65銭
1株当たり当期純損失	514円48銭

Ⅷ.収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	中国	欧州	その他 (※)	
売上高					
建設用クレーン	33,283	－	225	－	33,508
油圧ショベル等	11,074	2,729	4,555	－	18,359
その他	1,063	－	－	－	1,063
顧客との契約から生じる収益	45,421	2,729	4,781	－	52,932
外部顧客への売上高	45,421	2,729	4,781	－	52,932

(※)タイ、アメリカを含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「Ⅰ.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (8) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

IX.重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議しました。

1. 自己株式取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、機動的かつ柔軟な財務戦略の実現および株式報酬として交付する株式へ充当するため

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類： 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数： 400,000株（上限）
発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.4%
- (3) 株式の取得価額の総額： 600,000,000円（上限）
- (4) 取得期間： 2025年5月15日～2025年8月29日
- (5) 取得方法： 信託方式による市場買付

貸借対照表

2025年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	71,159	流動負債	35,988
現金及び預金	11,910	支払手形	265
受取手形	2,106	支子記録債	6,306
売掛金	12,926	電気買掛	3,329
商品及び製品	1,144	短期借入金	17,018
仕掛品	26,849	1年内償還予定の社債	524
材料及び貯蔵品	4,037	1年内返済予定の長期借入金	5,725
前払費用	10,478	未払金	663
その他	237	未払費用	435
貸倒引当金	1,795	前払受入債	249
	△327	引当金	9
固定資産	24,214	賞与引当金	36
有形固定資産	15,402	製品保証引当金	653
建物	7,236	その他	712
構築物	819		58
機械及び装置	1,577	固定負債	17,443
車両運搬具	16	社長期借入金	516
工具、器具及び備品	397	退職給付引当金	16,728
土地	5,170	繰上り引当金	33
建設仮勘定	31	その他	21
	153		142
無形固定資産	1,127	負債合計	53,431
ソフトウェア	170	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	939	株主資本	41,725
その他	17	資本金	2,935
投資その他の資産	7,684	資本剰余金	7,109
投資有価証券	519	資本準備金	7,109
関係会社株	5,311	利益剰余金	31,695
関係会社長期貸付金	300	利益準備金	733
破産更生債権等	1,879	その他利益剰余金合計	30,961
長期前払費用	113	研究開発積立金	1,460
繰延税金資産	974	別途積立金	21,560
その他	765	繰越利益剰余金	7,941
貸倒引当金	△2,178	自己株式	△16
資産合計	95,374	評価・換算差額等	218
		その他有価証券評価差額金	218
		純資産合計	41,943
		負債及び純資産合計	95,374

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		46,653
売上原価		39,759
売上総利益		6,893
販売費及び一般管理費		6,272
営業利益		621
営業外収益		
受取利息	20	
割賦販売受取利息	22	
受取配当金	480	
受取ロイヤリティ	22	
受取貸付料	509	
貸倒引当金戻入額	220	
製品保証引当金戻入額	80	
受取補償金	464	
その他	129	1,950
営業外費用		
賃貸費用	436	
支払利息	277	
社債替	7	
為替差	91	
支払手数料	77	
その他	21	910
経常利益		1,660
特別利益		
固定資産売却益	163	163
特別損失		
子会社株式評価損	1,483	
関係会社株式評価損	6	
子会社整理損	320	
固定資産除却損	53	1,864
税引前当期純損失		39
法人税、住民税及び事業税	120	
法人税等調整額	303	423
当期純損失		463

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	
					研究開発 積 立 金	別 途 積 立 金	
当 期 首 残 高	百万円 2,935	百万円 7,109	百万円 -	百万円 7,109	百万円 733	百万円 1,460	百万円 21,560
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 損 失 (△)							
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			△2	△2			
その他資本剰余金の負の残高の振替			2	2			
株主資本以外の項目 の変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	2,935	7,109	-	7,109	733	1,460	21,560

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	百万円 9,346	百万円 33,100	百万円 △39	百万円 43,106	百万円 150	百万円 150	百万円 43,256
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	△937	△937		△937			△937
当 期 純 損 失 (△)	△463	△463		△463			△463
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分			23	20			20
その他資本剰余金の負の残高の振替	△2	△2					-
株主資本以外の項目 の変動額 (純額)					68	68	68
当 期 変 動 額 合 計	△1,404	△1,404	23	△1,380	68	68	△1,312
当 期 末 残 高	7,941	31,695	△16	41,725	218	218	41,943

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品及び製品、仕掛品
 - 主として個別原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 原材料及び貯蔵品
 - 主として最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）：定率法
 - ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - 無形固定資産：定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は残価保証額）とする定額法によっております。
4. 繰延資産の処理方法
 - 社債発行費：支出時に全額費用処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき費用の見積額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の売上高に対する保証費用の発生に備えるため、過去の経験率に基づいて発生見込額を計上しております。

また、個別に見積可能なアフターサービス費用については、その見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、建設用クレーン、油圧ショベル等及びその他の製品の製造並びに販売を主な事業としております。

当社では、主に完成した製品を顧客に提供することを履行義務としており、国内の製品販売においては原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の補修用の部品販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出版売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、顧客への支払が確定した奨励金についても、売上高より控除しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法、手段及び対象

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(3) ヘッジ方針

社内で定めたデリバティブ取引に関する管理規程に基づき取引を行い、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において「受取手形」に含まれていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から独立掲記しております。

10. 追加情報

(財務制限条項)

連結注記表「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 追加情報」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 974百万円

法人税等調整額 303百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 7. 会計上の見積りに関する注記(繰延税金資産の回収可能性)(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載している内容と同一ため、記載を省略しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	25,562百万円
2. 保証債務	
(1) KATO IMER S.p.A.の銀行借入に対する債務保証	3,635百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
受取手形	37百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	37百万円
4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	4,124百万円
短期金銭債務	490百万円
長期金銭債権	986百万円
長期金銭債務	3百万円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引（収入分）	4,441百万円
営業取引（支出分）	2,144百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	68百万円

2. 子会社整理損

当事業年度において、当社の連結子会社である加藤(中国)工程机械有限公司及び加藤中駿(厦門)建機有限公司の清算の決定に伴う損失であり、その内訳は、貸倒引当金繰入額300百万円、棚卸資産評価損4百万円、清算に係る諸費用15百万円であります。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	10,935株
------	---------

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	855百万円
子会社株式評価損	1,519百万円
貸倒引当金	787百万円
減損損失	228百万円
棚卸資産評価損・処分損	696百万円
製品保証引当金	225百万円
賞与引当金	200百万円
退職給付引当金	10百万円
長期未払金	43百万円
未払費用	31百万円
未払事業税	4百万円
割賦販売前受利息	9百万円
その他	136百万円
評価性引当額	△3,675百万円
繰延税金資産合計	<u>1,074百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△100百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△100百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>974百万円</u></u>

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	KATO EUROPE B.V.	直接100.0%	製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	1,021	売 掛 金	722
						破産更生債権等 (注2)	74
子会社	KATO IMER S.p.A.	直接51.0%	債務保証 役員の兼任 製品の販売	債 務 保 証	3,635	—	—
				受取保証料(注3)	11	—	—
				製品及び部品の販売 (注1)	170	売 掛 金	104
破産更生債権等(注4)	911						
関連 会社	COMPACT EXCAVATOR SALES,LLC	間接25.0%	製品の販売 部品の販売	製品及び部品の販売 (注1)	2,718	売 掛 金	3,110

取引条件及び取引条件の決定方法

- (注) 1. 製品及び部品の価格等、販売・購買条件については、協議のうえで決定しております。
 2. 破産更生債権等に対し、貸倒引当金74百万円を計上しております。
 3. 子会社からの保証料については、協議の上で決定しております。
 4. 破産更生債権等に対し、貸倒引当金911百万円を計上しております。また当事業年度において186百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,574円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 39円52銭 |

Ⅸ. 収益認識に関する注記

連結注記表「Ⅷ. 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 加藤製作所
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 白田賢太郎
業務執行社員
指定社員 公認会計士 南泉充秀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社加藤製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社加藤製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 加藤製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 白田賢太郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 南泉充秀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社加藤製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社加藤製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 川 上 利 明 ㊟

監査等委員 今 井 博 紀 ㊟

監査等委員 座 間 眞 一 郎 ㊟

(注) 監査等委員 今井博紀及び座間眞一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

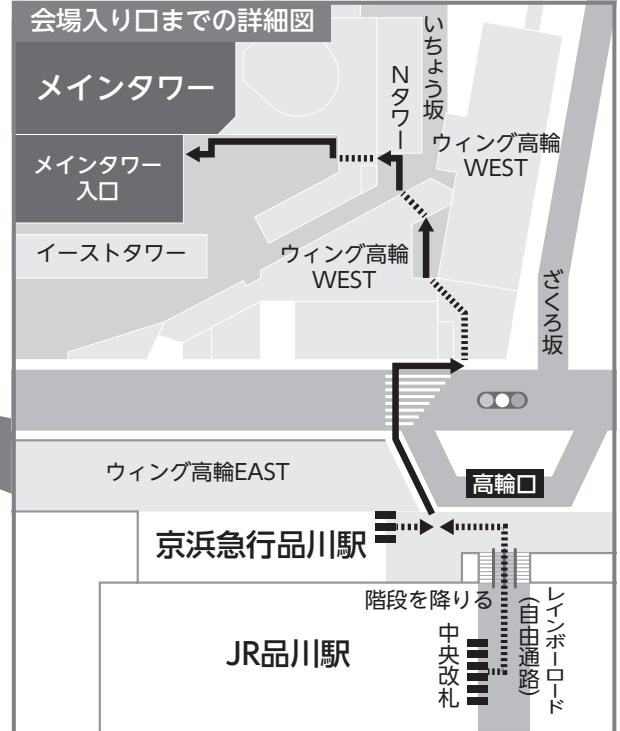
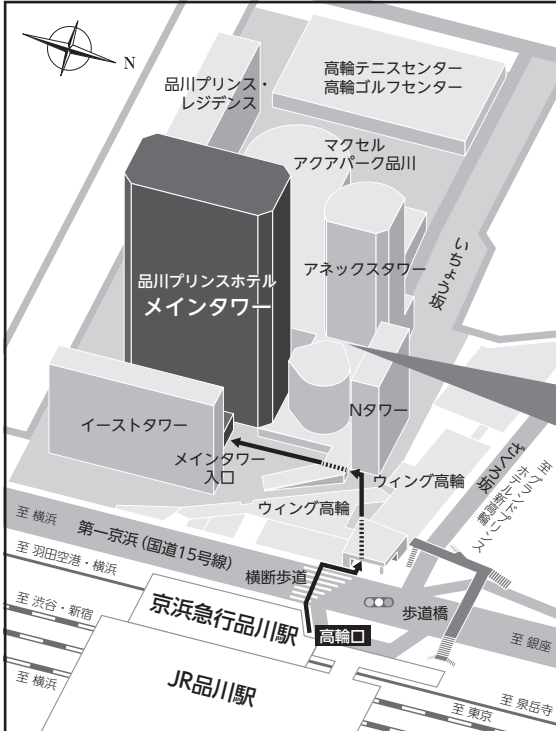
会場

品川プリンスホテル
メインタワー32階 アクアマリン32

東京都港区高輪四丁目10番30号／電話 (03) 3440-1111 (代表)

交通のご案内

J R線・京浜急行線「品川駅」(高輪口) より徒歩約3分



- ・品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで32階の会場受付までお越しく下さい。
- ・ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。